

様式 A - 2

不利益処分一覽表

(令和 7 年 (2025 年) 2 月 7 日作成)

[所管： 都市基盤部基盤整備課]

[illegible]

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処 分 名		行政財産の使用許可の取り消し
根拠法令及び条項		地方自治法第 238 条の 4 第 9 項
所管部課（室）係名		豊中市都市基盤部基盤整備課計画係
処 分 基 準	関係条項	
	基 準	「行政財産の使用許可に係る基準」の 8. 8 - 4 の定めに準ずる。 (詳細は、同基準を参照)
	参考事項	
備考		